

別表

1 事業区分	2 支給対象者	3 施設区分・提供するサービス種別等の区分	4 支給単価	5 支給要件
医療機関等	<p>県内に所在する病院、診療所、助産所、薬局、施術所を運営する事業者(法人又は個人)</p> <p>※ 申請日において本表「5 支給要件」を満たす施設の管理者又は開設者に限る(国、都道府県、市町村及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合が開設(指定管理者制度導入施設を含む。)する施設を除く。)</p>	病院、4床以上の診療所	1床(※)あたり30,000円 ※ 医療法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく病床に限る。	<p>○医療法の規定に基づき開設している病院または診療所(社会福祉施設の医務室を除く。)のうち、保険医療機関の指定を受けた施設</p> <p>○同一施設で、医科と歯科の診療報酬上の指定を両方受けている場合はいずれか一方とする。</p>
		3床以下の診療所(無床含む)、歯科診療所	1施設あたり100,000円	
		助産所	1施設あたり50,000円	<p>○医療法の規定に基づき開設している助産所(出張専業を含む。)のうち、出産育児一時金等の受取代理制度を導入している施設又は市町村から委託を受けて母子保健法に基づく産後ケア事業、産婦健診、妊婦健診等を実施する施設</p>
		薬局	1施設あたり50,000円	
		施術所	1施設あたり50,000円	<p>○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(以下「あはき法」という。)又は柔道整復師法(以下「柔整法」という。)の規定に基づき開設している施術所(出張専業を含む。)のうち、受領委任取扱い施術所の指定を受けた施設又は医療保険(療養費)の対象となる施術を行っている施設</p> <p>○同一施設で、あはき法と柔整法の開設をしている場合はいずれか一方とする。</p>
介護施設等	<p>県内に所在する高齢者介護・福祉サービス事業所等を運営する法人</p> <p>※ 申請日において本表「5 支給要件」を満たす施設・事業所の管理者又は開設者に限る(国、都道府県、市町村及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合が開設(指定管理者制度導入施設を含む。)する施設・事業所を除く。)</p>	<p>訪問系事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・居宅介護支援 	1施設あたり20,000円	<p>○介護保険法の規定に基づき開設している訪問系事業所。</p> <p>○介護予防サービス・総合事業を含むが、介護サービスと介護予防サービス、介護サービスと総合事業、それぞれ両方の指定を受けている場合は1施設として扱う。</p> <p>○令和4年4月1日以降においてサービス提供実績があること。</p> <p>○共生型は介護・障害のいずれか一方とする。</p>
		<p>通所系事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・通所リハビリテーション ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 	1施設あたり200,000円	<p>○介護保険法の規定に基づき開設している通所系事業所。</p> <p>○介護予防サービス・総合事業を含むが、介護サービスと介護予防サービス、介護サービスと総合事業、それぞれ両方の指定を受けている場合は1施設として扱う。</p> <p>○令和4年4月1日以降においてサービス提供実績があること。</p> <p>○共生型は介護・障害のいずれか一方とする。</p>

介護施設等	<p>県内に所在する高齢者介護・福祉サービス事業所等を運営する法人</p> <p>※ 申請日において本表「5 支給要件」を満たす施設・事業所の管理者又は開設者に限る(国、都道府県、市町村及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合が開設(指定管理者制度導入施設を含む。)する施設・事業所を除く。)</p>	<p>入所系施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム ・養護老人ホーム ・短期入所生活介護 	1定員あたり15,000円	<p>○介護保険法又は老人福祉法の規定に基づき開設している入所系施設。</p> <p>○介護予防サービスも含むが、介護サービスと両方の指定を受けている場合は1施設として扱う。</p> <p>○令和4年4月1日以降においてサービス提供実績があること。</p> <p>○共生型は介護・障害のいずれか一方とする。</p>
障害者施設等	<p>県内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する法人</p> <p>※ 申請日において本表「5 支給要件」を満たす施設・事業所の管理者又は開設者に限る(国、都道府県、市町村及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合が開設(指定管理者制度導入施設を含む。)する施設・事業所を除く。)</p>	<p>訪問・相談・居住支援系事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護(重度訪問介護・行動援護・同行援護含む) ・一般相談支援(地域移行・地域定着支援) ・特定相談支援 ・障害児相談支援 ・自立生活援助 	1施設あたり20,000円	<p>○障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づき、開設している訪問・相談・居住支援系事業所。</p> <p>○居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護については、同一の事業所でそれぞれの指定を受けている場合は1事業所として扱う。</p> <p>○一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援を同一の事業所でそれぞれ指定を受けている場合は1事業所として扱う。</p> <p>○令和4年4月1日以降においてサービス提供実績があること。</p> <p>○共生型は介護・障害のいずれか一方とする。</p>
障害者施設等	<p>県内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する法人</p> <p>※ 申請日において本表「5 支給要件」を満たす施設・事業所の管理者又は開設者に限る(国、都道府県、市町村及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合が開設(指定管理者制度導入施設を含む。)する施設・事業所を除く。)</p>	<p>通所等日中サービス事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援(A型・B型) ・就労定着支援 	1施設あたり200,000円	<p>○障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づき、開設している通所等日中サービス事業所。</p> <p>※児童福祉法の規定に基づき、開設している児童発達支援、放課後等デイサービスは、本事業の対象外(別の補助要綱により補助を行う)</p> <p>○令和4年4月1日以降においてサービス提供実績があること。</p> <p>○共生型は介護・障害のいずれか一方とする。</p>
障害者施設等	<p>県内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する法人</p> <p>※ 申請日において本表「5 支給要件」を満たす施設・事業所の管理者又は開設者に限る(国、都道府県、市町村及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合が開設(指定管理者制度導入施設を含む。)する施設・事業所を除く。)</p>	<p>入所系施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設(都民施設は除く) ・障害児入所施設 ・短期入所(単独) 	1定員あたり15,000円	<p>○障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づき、開設している入所施設(単独の短期入所を含む)</p> <p>○令和4年4月1日以降においてサービス提供実績があること。</p>
救護施設	<p>県内の救護施設を運営する事業者</p>	<p>救護施設</p>	1定員あたり15,000円	

※「床数」「定員数」は申請日時点の数を用いる。